

『ミーマーンサー・スートラ』1.1.2における 「有益な対象」という語の意義について*

石村 克

0. はじめに

本稿の目的は、ミーマーンサー学派の根本経典『ミーマーンサー・スートラ』(*Mīmāṃsāsūtra*)の第1巻第1章第2節(以後、「スートラ1.1.2」と記す)における「有益な対象」(*artha*)という語の意義について、クマーリラ・バツタ(*Kumārila Bhaṭṭa* 7世紀頃)がどのように解釈しているかを明らかにすることである。

スートラ1.1.2は、*codanālakṣaṇo 'rtho dharmah* というものであり、「教令を指標にするもの」(*codanālakṣaṇa*)、「有益な対象」(*artha*)、「ダルマ」(*dharma*)という三つの語から構成されている。このスートラは、シャバラ・スヴァーミン(*Śabara Svāmin* 6世紀頃)の現存最古の注釈書『シャーバラ・バーシャ』(*Śābarabhāṣya*)によれば、「ダルマとは何か」(*ko dharmah*)「ダルマはどのようなものを指標にするか」(*kathamlakṣaṇah*)という二つの探求に答えるものである¹。

クマーリラは、『シュローカ・ヴァールツティカ』(*Ślokavārttika*)の第2章第282詩節後半から第287詩節前半までで、スートラ1.1.2における「有益な対象」という語の意義について論

じている。シャバラは、スートラ1.1.2で「教令を指標にするものがダルマであり、知覚器官(*indriya*)を指標にするものはダルマではない」および「有益な対象がダルマであり、無益な対象(*anartha*)はダルマではない」という二つのことが述べられている場合、文分裂(*vākyabheda*)が起こってしまうという問題を想定している²。本稿で取り上げるクマーリラの詩節は、この文分裂の問題の文脈に置かれている。

本稿では、当該のクマーリラの詩節を、三つの注釈書、ウンヴェーカ・バツタ(*Uṃveka Bhaṭṭa* 8世紀頃)作『タートパルヤ・ティーカー』(*Tātparyatīkā*)、スチャリタ・ミシュラ(*Sucarita Miśra* 10世紀頃)作『カーシカー・ティーカー』(*Kāśikāṭīkā*)、およびパールタサーラティ・ミシュラ(*Pārthasārathi Miśra* 11世紀頃)作『ニヤーヤラトナーカラ』(*Nyāyaratnākara*)にもとづいて解説し、それによってクマーリラが考えていた「有益な対象」という語の意義を描き出すことにする。

*謝辞 島根県立大学教授大前太先生に TT, KTの教令スートラ章の写本の使用許可を、また、日本学術振興会特別研究員志田泰盛氏に TT全体の写本の使用許可を頂いた。この場を借りて謝意を表する次第である。

¹SBh 1.1.1 (14:16–17): *tatra ko dharmah, kathamlakṣaṇa ity ekenaiva sūtreṇa vyākhyātam* “*codanālakṣaṇo 'rtho dharmah*” *iti* / (「それらのうち、『何がダルマか』『[ダルマは] どのようなものを指標にしているか』ということは、*codanālakṣaṇo 'rtho dharmah* という一つのスートラだけで説明されている」)

²SBh 1.1.2 (20:20–22): *nanv aśaktam idaṃ sūtram imāv arthāv abhivaditum, codanālakṣaṇo dharmo nendriyādīlakṣaṇah, arthāś ca dharmo nānartha iti / ekaṃ hidaṃ vākyam / tad evaṃ sati bhidyeta* / (「【反論】このスートラは、『教令を指標にするものがダルマであり、知覚器官などを指標にするものは〔ダルマでは〕ない』および『有益な対象がダルマであり、無益な対象は〔ダルマではない〕』というこの二つのことを表示することはできない。なぜなら、この〔スートラ〕は一つの文であり、したがって、このような場合、〔このスートラは〕分裂させられるだろうからである」)

1. スートラ 1.1.2 の言明の実質について

1.1. 言明の実質について

本稿で取り上げるクマーリラの詩節を理解するために、「言明の実質」(vacanavyakti)という概念を知っておく必要がある。言明の実質は、一つの文を構成する語を主題部(uddeśapada)と規定部(vidheyapada)に振り分ける形で示されるものである。その振り分けの基準は既知と未知であり、既知情報を意味する語が主題部になり新規情報を意味する語が規定部になる。主題部によって聞き手がすでに知っている対象が示され、その対象に関して聞き手がまだ知らない事柄が規定部によって示される。言い換えれば、一文をつうじて物事を知るということは、主題部の示す対象に関する情報の領域に規定部によって新たに情報が付け加えられるということになる。したがって、同じ語から構成されている文であっても、どの語が主題部でありどの語が規定部であるかによって、実質的な内容は異なってくることになる。

言明の実質を示すサンスクリット表現は、大きく二つに分けられる。主題部・規定部になるものを x, y で置き換えると、一つ目の表現は「 x であるもの、それは y である」(yad x , tad y .) というような関係代名詞を用いたものであり、二つ目の表現は、例えば「 x が再言され y が規定される」(x anūdya y vidhīyate, x -anuvādena y -vidhānam) というように関係代名詞を用いないものである³。

³言明の実質に関する二つの表現形式は、クマーリラが主張する指向(uddeśa)・実行(upādhāna)、および再言(anuvāda)・規定(vidhāna)という二つのペアの区別に対応すると考えられる。そのように考えた場合、前者は関係代名詞を用いる形式で表現され、後者は関係代名詞を用いない形式で表現されると言える。しかし、これら二つのペアは、指向＝再言、実行＝規定というように完全に対応しているわけではない。そのことは、クマーリラ自身によっても説明されているということを片岡[1996]が指摘している。そして、対応していない場合、既知・未知に直接的に対応するのは再言・規定のペアであり、指向・実行のペアは既知・未知との対応を逸脱することになる。しかしながら、片岡[1996]は、同時にこの非対応性について例外的なものであると判断している。事実、その対応関係がなければ、同じ言明の実質が二通りの形式で表現されていることが説明がつかない。したがって、本稿の内容に限っては、二つの表現形式の不一致を問題にす

これらの表現形式の例を挙げておこう。

NR codanāsūtra 1 (34:22–25): yo 'yaṃ ni-
ṣpramāṇakapratyakṣādipramāṇakacodanāpra-
māṇakatvādīnām vipratipattiviśeṣāṇām viṣa-
yabhūtaḥ sādharmaṇātmā dharmapadārthaḥ, sa
codanāpramāṇakaḥ / codanaiva tasya pramā-
ṇam na pratyakṣādi, codanā ca tatra pramāṇam
eva nāpramāṇam ity evaṃ dharmānuvādena
pramāṇavidhir iti /

「認識手段をもたない」「直接知覚などを認識手段にする」「教令を認識手段にする」などの個別的な相違した理論の主題である共通の本性をもつダルマというもの、それは教令を認識手段にする。その〔ダルマ〕の認識手段は、教令にほかならず、直接知覚などではない。そして、教令は、その〔ダルマ〕に関する認識手段にほかならず、非認識手段ではない。以上のように、〔スートラ 1.1.2 では〕ダルマが再言され認識手段が規定されている。「ダルマというもの、それは教令を認識手段にする」(yo ...dharmapadārthaḥ, sa codanā-pramāṇakaḥ) という関係代名詞を用いた表現形式と「ダルマが再言され認識手段が規定されている」(dharmānuvādena pramāṇavidhiḥ) という関係代名詞を用いない表現形式の対応関係が見て取れる。

1.2. スートラ 1.1.2 に関する言明の実質の二つの可能性

シャバラは、スートラ 1.1.2 を「ダルマとは何か」「ダルマはどのようなものを指標にしているか」という二つのことを説明するものとして解釈した。それを受けて、クマーリラは、『シュローカ・ヴァールツティカ』第2章第1詩節で、スートラ 1.1.2 について次のように説明している。

ŚV codanāsūtra 1:

dharme sāmānyataḥ siddhe pramāṇam co-
danocyate /

する必要はない。

svarūpādes tataḥ siddhiḥ svarūpaṃ veva⁴
sūtryate //

〔ストラ 1.1.2 では、〕一般的に確立されているダルマに関して教令という認識手段が述べられている。それ（教令という認識手段）をつうじて〔ダルマの〕本質などが確立される。あるいは、〔ストラ 1.1.2 では、ダルマの〕本質がストラにされている。

この詩節 ab 句「〔ストラ 1.1.2 では、〕一般的に確立されているダルマに関して教令という認識手段が述べられている」という箇所では、ストラ 1.1.2 で教令という認識手段が直接的に述べられているという解釈が示されている。これは、「ダルマはどのようなものを指標にするか」ということが直接的に述べられているということである。一方、詩節 d 句「あるいは、〔ストラ 1.1.2 では、ダルマの〕本質が確立されている」では、ダルマの本質が直接的に述べられているという解釈が示されている。これは、「ダルマとは何か」ということが直接的に述べられているということである。すなわち、クマーリラは、シャバラが読み込んだストラ 1.1.2 の二つの内容のうち、どちらか一方が直接的に述べられていると解釈しているのである。

そして、ウンヴェーカとパールタサーラティによれば、この詩節は、ストラ 1.1.2 に関する二つの言明の実質を述べたものである⁵。彼ら

⁴TṬ: veva, KṬ, NR: ceha.

⁵TṬ codanāsūtra 1 (30:4-5): tasya tātparyam vyācāṣṭe — dharma ity ardhena / eṣā hy atra vacanavyaktir dharmānuvādēna codanākhyapramāṇavidhānam etad iti darśayati / (「それ(ストラ 1.1.2)の意図を〔クマーリラは〕『一般的に確立されている〕ダルマに関して〔、云々〕』という第 1 詩節の前半で説明している。じつに、これ(ストラ 1.1.2)に関するこの言明の実質は『これ(ストラ 1.1.2)は、ダルマを再言して教令と呼ばれる認識手段を規定するものである』ということを示している) TṬ codanāsūtra 1 (31:18-23): matāntaram āha — svarūpaṃ veva sūtryata iti / . . . kin tu tadanuvādēna kriyākāraśaṃsargavyavacchedena yaś codanālakṣaṇaḥ kāryarūpo 'rthaḥ, sa eva dharmāḥ, na tv indriyādilakṣaṇaḥ kriyākāraśaṃsarga iti / (「別の考えを〔クマーリラは〕『あるいは、〔ダルマの〕本質がストラにされている』という箇所ですべて述べている。… (中略) …

そうではなくて、それ（教令という認識手段）を再言することで行為と行為参与要素の関係を排除して〔ダルマを規定しているのである〕。『教令を指標にする〔すなわち〕当為を本質にする有益な対象、それこそがダルマであり、知覚器官などを指標にする行為と行為参与要素

によれば、詩節 ab 句では、「ダルマ」という語が主題部であり「教令を指標にする」という語が規定部であるということが説明されている。そして、詩節 d 句では、先の言明の実質とは反対であり、「教令を指標にするもの」という語が主題部であり、「ダルマ」が規定部であることが説明されている。つまり、「教令を指標にする〔もの〕」という語と「ダルマ」という語のいずれを主題部にし、いずれを規定部にするかで二通りの可能性が提示されている。

言明の実質 A :

「ダルマ」が主題部で「教令を指標にする」が規定部

言明の実質 B :

「教令を指標にするもの」が主題部で「ダルマ」が規定部

したがって、ストラ 1.1.2 は、ダルマの本質と認識手段の両方を規定するものではなく、どちらか一方だけを規定しているということとここでクマーリラは説明していることになる。さらに、クマーリラは次のように続ける。

ŚV codanāsūtra 2:

dvayam ekena sūtreṇa śrutiyarthābhyāṃ nirūpyate /

svarūpe 'pi hi tasyokte pramāṇaṃ kathyate 'rthataḥ //

〔ストラ 1.1.2 という〕一つのストラによって、直接的表示と間接的含意をつうじて、〔ダルマの本質と認識手段という〕二つが確定される。〔すなわち、ダルマの認識手段が直接的に述べられている場合には、ダルマの認識手段が直接的表示によって確定され、意味の上から間接的にダルマの本質が確定される。〕じつに、それ（ダルマ）の本質が〔直接的に〕述べられているとした場合も、意味

の関係は〔ダルマである〕ことはない』というように) NR codanāsūtra 1 (34:20-25): tad vyācāṣṭe — dharme . . . evaṃ dharmānuvādēna pramāṇavidhir iti / (「それ(ストラ 1.1.2)を〔クマーリラは〕第 1 詩節前半で説明している。… (中略) …以上のようにダルマが再言され認識手段が規定されている) NR codanāsūtra 1 (35:4-7): viparītaṃ vā vacanavyaktir ity āha — svarūpaṃ ceha sūtryate / (「あるいは、言明の実質は反対であるということ〔クマーリラは〕第 1 詩節 d 句で述べている)』

の上から間接的に〔ダルマの〕認識手段が語られている。

この詩節は、スートラ 1.1.2 は、認識手段か本質のうちどちらか一方を規定しているにもかかわらず、シャバラの言うように二つのことが説明できるということの理由を説明したものである。

言明の実質 A の場合、規定部は「教令を指標にする」であるから、ダルマの認識手段が規定されていることになり、スートラ 1.1.2 は「ダルマはどのような指標をもつか」という問いに直接的に答えていることになる。そして、その場合、スートラ 1.1.2 の意味は「ダルマであるもの、それは教令を指標にする」ということになり、その意味の上から「ダルマは教令を指標にするのだから、教令によって知られるものがダルマである」ということが確定され、間接的に「ダルマとは何か」という問いにも答えていることになる。

一方、言明の実質 B の場合、規定部は「ダルマ」であるから、ダルマの本質が規定されていることになり、スートラ 1.1.2 は「ダルマとは何か」という問いに直接的に答えていることになる。そして、その場合、スートラ 1.1.2 の意味は「教令を指標にするもの、それがダルマである」ということになり、その意味の上から「教令を指標にするものがダルマであるのだから、ダルマは教令を指標にするのである」ということが確定され、間接的に「ダルマはどのような指標をもつか」という問いにも答えていることになる。

以上のように、スートラ 1.1.2 は、ダルマの認識手段か、ダルマの本質を規定しており、言葉と意味の上からその両方を理解させるものである。

そして、実際にはどちらが規定されているかということが、スートラ 1.1.2 の言明の実質は言明の実質 A なのか言明の実質 B なのかという形で問題にされることになる。

2. 「有益な対象」という語の意義について

2.1. 「有益な対象」という語の意義に関するパーシャの言明

シャバラは、スートラ 1.1.2 の「有益な対象」という語の意義について次のように述べている。

ŚBh 1.1.2 (20:12–15): ubhayam iha codanā lakṣyate, artho 'narthas ca / . . . tatra anartho dharma ukto mā bhūdy arthagrahaṇam /

この世界では、有益な対象と無益な対象という二つのものが教令によって知らしめられる。… (中略) …それらのうち、無益な対象が「ダルマ」と言われることがあってはならないという理由から、〔スートラ 1.1.2 で〕「有益な対象」〔という語〕が述べられている。

シャバラは、スートラ 1.1.2 に「有益な対象」という語が置かれることで無益な対象が「ダルマ」と言われなくなるということが、「有益な対象」という語の意義であると説明している。これが具体的にどのようなことであるかが問題になる。この言明は、普通に考えるならば、「教令を指標にする〔もの〕」という語は有益な対象と無益な対象の両方を意味するので、必ずしも有益な対象を意味しないから、「有益な対象」という語によって「教令を指標にするもの」という語を限定して、無益な対象をダルマでないものとして排除しているというように解釈できる。すなわち、「有益な対象」という語は「ダルマを指標にするもの」の限定句であるとシャバラは言っているように考えられるのである⁶。しかしながら、クマーリラはそのようには解釈

⁶KT codanāsūtra 286cd–287ab (I 200:1–3): yady eṣāivātra vacanavyaktiḥ, katham tarhi bhāṣyakāraḥ “ubhayam iha” ityādigranthenārthapadasya viśeṣaṇatām darśayati / viśpaṣṭam hi tatroktam “tatrānartho dharma ukto mā bhūdy ityevamartham arthagrahaṇam” iti / (「もしもまさにこれがこれ (スートラ 1.1.2) に関する言明の実質であるとするならば、どうして、パーシャ作者は『この世界では〔有益な対象と無益な対象という〕二つのものが、云々』という一節で「有益な対象」という語が限定句であることを示しているのだろうか。じつに、そのことに関しては『それらのうち、無益な対象が「ダルマ」と言われてはならない。以上のことのために「有益な対象」という語が述べられている』というようにはつきりと述べられている」)

していない。そのことは後で説明する。以上のことを念頭に置いて、論を進めることにする。

2.2. 言明の実質 A に対する想定反論

クマーリラは、『シュローカ・ヴァールッティカ』第2章第282詩節後半と第283詩節前半で、言明の実質 A に対する次のような想定反論を提示している。

ŚV codanāsūtra 282cd–283ab:

dharme sāmānyataḥ siddhe pramāṇaṃ kathyate yadā //

prāptam⁷ eva tadārthatvaṃ⁸ kimarthaṃ punar ucyate /

〔ストラ 1.1.2 で〕一般的に確立されているダルマに関して認識手段が語られているとしたとき、〔そのダルマに関して〕まさにすでに結果している有益な対象であることは、何のために再び述べられているのだろうか。

この詩節において、「一般的に確立されているダルマに関して認識手段が語られている」という箇所は、言明の実質 A を示している。

「まさにすでに結果している有益な対象」という箇所については、若干の説明が必要である。言明の実質 A では、「一般的に確立されているダルマ」、すなわち周知の (prasiddha) ダルマ意味する「ダルマ」が主題部になる⁹。それでは、周知のダルマとは、どのようなものだろうか。スチャリタの言葉を借りれば、それは「有益な対象にほかならない至福の実現手段

(niḥśreyaḥsādhana)」であることが一般的に認知されているものである¹⁰。したがって、ダルマは有益な対象にほかならないのであり、「ダルマ」という語は有益な対象を含意していることになり、必ず有益な対象を意味することになる。したがって、周知のダルマに関して「有益な対象」は何ら新規情報を与えることもできなければ、無益な対象を排除する必要もないので限定もできないのである。そのために、言明の実質 A を認めた場合、「有益な対象」という語があってもなくてもストラ 1.1.2 の実質的な意味は変わらないことになる。以上のことから、ダルマは有益な対象であるという分かりきったことが「有益な対象」という語で「何のために再び述べられているのか」が問題になるわけである。

一方、言明の実質 B を認めた場合、主題部になる「教令を指標にするもの」という語は有益な対象だけでなく無益な対象も意味することがあるから、「ダルマである」という規定部によって、無益な対象までがダルマになることを回避する必要がある。そのために「有益な対象である教令を指標にするもの」というように「有益な対象」という語によって「教令を指標にするもの」を限定していると考えれば、「有益な対象」という語の限定句としての意義が分かる¹¹。この解釈は、「無益な対象が『ダルマ』と言われることがあってはならないという理由から『有益な対象』という語が述べられている」という上記のバーシャの言明との整合

⁷TT: prāptam, KṬ, NR: vṛttam.

⁸TT, NR: tadārthatvaṃ, KT: tadārthatve.

⁹第2章第1詩節でも言われているように、言明の実質 A では、主題部になる「ダルマ」は一般的に確立されたダルマを意味している。これは、様々な学派が主張する個別的なダルマ (dharmaviśeṣa) と対比されるものである。どうして、一般的に確立されているダルマでなければならぬかと言えば、それは主題部にくるものが既知でなければならないからである。個別的なダルマに関しては、様々な学派で意見が異なっており、未知の領域の問題である。このことは、言明の実質 B において、「ダルマ」という語がミーマンサー学派の主張する個別的なダルマを意味していることを想定させる。そして、この既知と未知としてダルマの問題は、言明の実質 A に対するさらなる批判の余地を引き起こすことは、ウンヴェーカが想定反論として示している (TT: 30:6–18)。しかし、本稿は「有益な対象」という語の意義に焦点を絞って論を進めるため、深くは立ち入らない。

¹⁰KṬ codanāsūtra 282cd–283ab (I 197:6–8): yadā tu sāmānyataḥsiddhadharmānuvādena pramāṇaṃ anena kathyate, tadā arthatvaṃ prāptam eva, arthasyaiva śreyassādhanaṣya dharmatvaprasiddheḥ / (「一方、一般的に確立されているダルマが再言され認識手段がこの〔ストラ 1.1.2〕で語られているとすると、有益な対象であることは必ず結果する。なぜなら、有益な対象にほかならない至福の実現手段がダルマであるのは周知のことであるからである」)

¹¹KṬ 282cd–283ab (I 198:4–6): dve kilātra vacanavyaktī / codanālakṣaṇānuvādena dharmavidhānaṃ viparītaṃ vā / tatrādye tāvat pakṣe codanālakṣaṇatvasyārthatvavyabhicārād yuktam eva viśeṣaṇam / (「伝統によればこれ (ストラ 1.1.2) には二通りの言明の実質がある。教令を指標にするものが再言されダルマが規定されているか、あるいはその反対であるかいずれかである。それらのうち、まず、最初の方〔の言明の実質〕において、教令を指標にすることは有益な対象であることを逸脱するから、〔「有益な対象という」〕限定句はまさに合理的である」)

性もある。

2.3. 言明の実質 B に関する問題点について

しかしながら、言明の実質 B には問題点がある。それは、上記のように「有益な対象」という語を「教令を指標にするもの」という語の限定句とみなし「有益な対象である教令を指標にするもの」を主題部にした場合に起こるものである。そのことに関して、クマーリラは次のように述べている。

ŚV codanāsūtra 280cd–281a:

viśiṣṭārthānuvāditvād athavety api bhāṣite /
vākyabhedah sa eva

「あるいは〔、云々〕」ということが〔文分裂の批判に対する回答として〕言われたとしても、〔スートラ 1.1.2 は〕限定された事物を再言するものになるから、問題にされている文分裂は必ず起こる。

この箇所は、直接的には、言明の実質 B ではなくパーシャの次のような一節に対する批判になっている。

ŚBh 1.1.2 (22:1–2): athavā arthasya satoś
codanālakṣaṇasya dharmatvam ucyata iti
ekārthatvam eveti /

あるいは、〔スートラ 1.1.2 では〕有益な対象であり、かつ教令を指標にするものはダルマであることが述べられている。したがって、〔スートラ 1.1.2 は〕まさに一つの意味を持つ〔から文分裂は起こらない〕。

これは、「ダルマは教令を指標にする」と「ダルマは有益な対象である」という二つの意味をスートラ 1.1.2 が表示しているならばスートラ 1.1.2 は分裂するという想定反論に対する回答の一つである。しかし、クマーリラは、この一節は、文分裂の想定反論に対する回答として成立していないことを指摘する。

その理由は、ここで「有益な対象であり、かつ教令を指標にするもの (arthasya satoś codanālakṣaṇasya)」が主題部である場合、限定された事物の再言 (viśiṣṭārthānuvāda) になり、文分裂が起こってしまうからである。

この限定された事物の再言と文分裂の関係については、スチャリタが次のように注釈している。

Kṛ codanāsūtra 280 (1 197:13–15): artha-
viśeṣaṇaviśiṣṭacodanālakṣaṇānuvādena dha-
rmavidhānaṃ darśitam / evam api viśeṣaṇa-
viśeṣyobhayaparavtena vākyaṃ bhidyata
eva /

〔スートラ 1.1.2 で〕有益な対象という限定要素によって限定された教令を指標にするものが再言されダルマが規定されていることを〔シャバラは「あるいは、云々」という箇所〕示している。このような場合でも、限定要素と限定対象の両方を意図するものになるから、〔スートラ 1.1.2 という〕文は必ず分裂させられる¹²。

この説明によれば、ある文における限定された事物の再言が文分裂を引き起こす理由は、その文が限定要素と限定対象の両方を意図するものになるからである。このことから、限定された事物が主題部になりそれに対して一つの新規情報が規定されていても、限定された事物が限定要素と限定対象に分けられて、限定要素と限定対象それぞれに新規情報が規定されるということが考えられる。その結果、文は結局二つの新規情報を意味することになり、文分裂が起こる。以上が、限定された事物の再言を特徴にする文分裂であると考えられる。そして、この文脈では、「限定された事物」は「有益な対象である教令を指標にするもの」であり、限定要素は有益な対象で、限定対象は教令を指標にするものである。したがって、「有益な対象である教令を指標にするもの、それはダルマである」というのがスートラ 1.1.2 の言明の実質である場合、

¹²この直後に、スチャリタは、「単数性によって限定された皿が再言されきれいにすることが規定されているときと同じように」というように限定された事物の再言によって文分裂が起こる例を挙げている。これは、第3巻第1章第7論題 grahaikatvādhikarāṇa に関するものである。そこでは、単数形で表示された皿をきれいにするという規定文において単数性まで意味しているかどうか問題にされている。この論題は、言明の実質に関する本質的な情報をもたらすことが期待されるが、残念ながら本稿では扱うことができなかった。Kṛ codanāsūtra 280cd–281ab (1 197:15): yathaiikatvaviśiṣṭagrahānuvādena sammārgavidhau /

ストラ 1.1.2 は「有益な対象であるもの、それはダルマである」と「教令を指標にするもの、それはダルマである」という二つの新規情報を意味するものになり、分裂させられることになるのである。したがって、「有益な対象」という語は、限定句ではありえないことになるのである。

以上のことから、「有益な対象」という語が限定句として意味をもつという理由で言明の実質 Bの方がストラ 1.1.2の言明の実質であるという理論は成立しなくなる。

2.4. 言明の実質 A における「有益な対象」という語の意義について

すでに説明したように、言明の実質 A において「有益な対象」という語は意味の上では全く意味をもたないという批判が想定されているが、それに対してクマーリラは、次のように回答している。

ŚV codanāsūtra 283cd–284ab:

codanālakṣaṇatvasya dharmam prati vidheyatā //

labhyate 'rthānuvādena samśayo hy anyathā bhavet /

有益な対象の再言によって、ダルマに関して教令が規定されている〔という言明の実質〕が理解される。なぜなら、そうでない〔有益な対象が再言されていない〕場合には、疑いが起こりえるからである。

「有益な対象の再言」(arthānuvāda) は、想定反論として提示した第 273 詩節の ab 句「まさにすでに結果している有益な対象であることが繰り返して述べられている」(prāptam eva arthatvam punar ucyate) という箇所に対応し、同じ句の「何のために」(kimartham) という箇所に対して、「有益な対象の再言によって、ダルマに関して教令が規定されている〔という言明の実質が〕理解される」という箇所が回答になっている。この箇所を簡潔に示すと次のようになる。

【質問】 有益な対象が再言されているのは何のためか。

【回答】 「ダルマに関して教令を指標にすることが

規定されている」(codanālakṣaṇatvasya dharmam prati vidheyatā) という言明の実質 A を理解させるためである。

つまり、「有益な対象」という語の意義は、「教令を指標にするもの」の限定句としてではなく、言明の実質 A を理解させることに存在するのである。

それでは、どのようにして、有益な対象の再言は、言明の実質 A を理解させるのだろうか。その理由として、「なぜなら、そうでない〔有益な対象が再言されていない〕場合には、疑いが起こるからである」(samśayo hi anyathā bhavet) ということをクマーリラは述べている。この箇所を分かりやすくするために、ストラ 1.1.2 において有益な対象が再言されていない場合、言い換えれば、「有益な対象」という語がない場合を考えてみよう。

codanālakṣaṇo 'rtho dharmah /

codanālakṣaṇo dharmah /

ストラ 1.1.2 が「教令を指標にするもの」「ダルマ」というこの二つの語だけで構成されているとき、このストラの言明の実質は、構文上、言明の実質 A 「ダルマであるもの、それは教令を指標にする」と言明の実質 B 「教令を指標にするもの、それはダルマである」の可能性は対等である。したがって、「ストラ 1.1.2 に関する言明の実質は言明の実質 A だろうか、それとも言明の実質 B だろうか」というように言明の実質 A と言明の実質 B の間で疑いが起こることになる。

そして、もしも聞き手が言明の実質 B の方を受け入れた場合どうなるかについて、クマーリラは次のように述べる。

ŚV codanāsūtra 284cd–285ab:

tathā ca ye 'py anarthasya sādhanatvena lakṣitā¹³ //

niṣedhais te 'pi dharmāḥ syuś codanālakṣaṇatvataḥ /

そして、そのような場合、禁止規定によって無益な対象の実現手段として知らしめられる

¹³TṬ: lakṣitāḥ, KṬ, NR: kalpitāḥ.

ものまでも、教令を指標にしているという理由からダルマになるだろう。

「そして、そのような場合」(tathā ca)、すなわち、スートラが二語で構成されているとしたときに、言明の実質 B を選んだ場合、すでに述べように、主題部になる「教令を指標にするもの」の意味には有益な対象と無益な対象の両方があるから、無益な対象までダルマになってしまう。すなわち、スートラ 1.1.2 を二語で表現しようとした場合、無益な対象がダルマになってしまう可能性が出てくるという問題が起こる。この問題を回避するためには、どうすればいいだろうか。言明の実質 A を選ばせるようにすればいい。そのための方法として、ダルマが有益な対象であることは分かりきったことだが、「有益な対象」という語を加える。そうすると、言明の実質 B を選ぶとしても、上述の文分裂という問題点が起こるのである。前に述べたように、言明の実質 B において「有益な対象」が「教令を指標にするもの」の限定句であるならば、限定された事物の再言を特徴にする文分裂が起きた。それ以外の可能性として、教令を指標にするものに関して有益な対象が規定される場合があるが、そのときにも、「ダルマ」と「有益な対象」という二つの規定があることになり、文分裂になる。一方、言明の実質 A においては、周知のダルマに関して有益な対象は何ら新規情報をもたらさないから再言になり、教令を指標にすることだけが規定されていることになるから、文分裂は起こらない。以上の理由から、結局、言明の実質 A を選ぶことになるだろう。以上がクマーリラの仮説である。

以上のことは、クマーリラによって次のようにまとめられている。

ŚV codanāsūtra 285cd–286ab:

tasmād arthāparityāgād ekārthagrahaṇaṃ
yayā¹⁴ //

labhyate vacanavyaktyā sā syād arthānūvāda-
taḥ /

したがって、それによって「有益な対象」〔という語〕を取り除かずに〔スートラ 1.1.2 の〕

一つの意味の把握が得られるような言明の実質が有益な対象の再言をつうじて〔確立される〕だろう。

また、クマーリラによれば、「無益な対象がダルマと言われているから『有益な対象』という語が置かれている」という上述のシャバラの言明は、「有益な対象」が「ダルマを指標にするもの」の限定句であることを示したのではなく、言明の実質 B を受け入れて無益な対象までダルマになることを回避するために、言明の実質 A が正しいことを知らしめるものであるということを示したものである。そのことを彼は次のように付け加える。

ŚV codanāsūtra 286cd–287ab:

viśeṣaṇād vinā caitad arthasāmarthyakāritam //
kathyate bhāṣyakāreṇa phalaṃ hiṃsādivarjanam /

そして、〔「有益な対象」という〕限定句がなくても、このような殺生などの排除は「有益な対象」の言明効力によって結果としてもたらされることをバーシャ作者は語っているのである¹⁵。

¹⁵この詩節は、注釈者たちによって解釈が大きく異なる。まず、ウンヴェーカは、「無益な対象がダルマと言われているから『有益な対象』という語が述べられている」という「有益な対象」という語の意義に関するバーシャの一節を説明したものであると解釈する (TT: 119:9–11)。一方、残りの注釈者、スチャリタとパールタサーラティは、ウンヴェーカの解釈に加えて、第 280 詩節 cd 句と第 281 詩節 ab 句で文分裂が結果すると批判されたスートラの一文性に関するバーシャの一節に関するものとして解釈している (KT: 1 200:1–5, NR: 95:22–23, 96:1)。つまり、この二人は、この二つの一節に関してこの詩節が述べられているとしているのである。

さらに、この詩節 b 句における arthasāmarthyā という表現は、「有益な対象」という語の意義に関する一節を説明するときには、「有益な対象」という語の効力という解釈で注釈者全員が一致しているが (TT: 119:13–14, KT: 1 200:7–11, NR: 94: 26–27)、スートラの一文性に関する一節に対する批判の回答になっている場合には、スチャリタは「有益な対象」の効力としてではなく、「言葉の効力」と対比される「意味の効力」として解釈し直している (KT: 1 200:11–13)。つまり、彼によれば、arthasya sataś codanālakṣaṇasya dharmatvam という一節は、言葉の表現形式では、有益な対象に限定された教令を指標にするものを再言していると受け取られるが、意味のレベルでは、言明の実質 A を示しているのである。そして、その場合には、言葉ではなく意味が認識手段であるから、言葉の問題点 (doṣa) となる文分裂は起こらないとしている (KT: 1 200:14–15)。

¹⁴TT: yayā, KT, NR: yathā.

「有益な対象」が置かれていることで言明の実質 A を選ばざるをえなくなり、「ダルマであるもの、それは教令を指標にする」という言明の実質 A において「ダルマ」は有益な対象を含意しているから、非ダルマ (adharmā) としてみなされる殺生などがダルマになる可能性を排除していることになる。以上のようなクマーリラの考えは、シャバラの言明によっても支持され

しかし、パールタサーラティは、この解釈を支持せず、「有益な対象」という語の意義に関する一節を説明する場合と同じように「有益な対象」という言葉の効力として解釈している (NR: 96:1-4)。つまり、彼によれば、意味のレベルを持ち出さなくても言葉のレベルで、スートラの一文性に関する一節は、言明の実質 A を示している。彼は、arthasya sataś codanālakṣaṇasya dharmatvam という一節を arthasya sato yad dharmatvam tac codanālakṣaṇasya 「有益な対象であるものにあるダルマ性、それは教令を指標にするものにある」というように関係代名詞を補って言明の実質 A を示すように配置を換えている (NR: 96:5-7)。そうすることで、言葉の上からも文分裂は起こらないことになる。TT, KT, NR codanāsūtra 286cd-287ab 参照。

したがって、この詩節の解釈には大きく二つの分岐がある。まず、この詩節は、「有益な対象」という語の意義に関するパーシャの一節だけに関するものなのか、それともそれだけではなくスートラの一文性に関するものでもあるのか。次に、この詩節が両方の一節に関するものである場合、スートラの一文性に関する一節を説明するものとしてこの詩節を解釈するために、第 286 詩節 d 句の arthasāmarthyā を「意味の効力」に解釈し直す必要があるのか、それとも『「有益な対象」という語の効力』のままでもいいのか。このことは、arthasya sataś codanālakṣaṇasya dharmatvam 「有益な対象であり、かつ教令を指標にするものはダルマである」という一節は、言葉のレベルで、限定された事物の再言、すなわち、有益な対象に限定されている教令を指標にするものをスートラ 1.1.2 が再言していることを示すことになるか否かという問題に直結すると考えられる。

本稿では、ウンヴェーカと同じように、「有益な対象」という語の意義に関するパーシャの一節だけに関するものとして、この詩節を解釈しているが、それは、残りの二人の注釈者の解釈を否定しているわけではない。シャバラもクマーリラと同じようにスートラ 1.1.2 における「有益な対象」という言葉の意義について考えていたということをこの詩節が示している以上、シャバラも言明の実質 A を認めていたことになる。そして、そのようなシャバラが arthasya sataś codanālakṣaṇasya dharmatvam という表現で、「限定された教令を指標にするものが再言されている」という言明の実質 B を表現していると考えるのは不可能である。したがって、ここで第 2 章が終わる以上、その問題をクマーリラが無視しているとは考えられないという理由から、この詩節がスートラの一文性に関する一節にも適用されるという二人の解釈は支持されるべきである。しかし、本稿の意図は、あくまで「有益な対象」という語の意義に関する問題を明らかにすることにあるという理由から、煩雑さを避けてウンヴェーカの解釈にとどまることにした。

ているのである。したがって、パーシャの言明との整合性もつくことになる。

3. 結論

クマーリラは、スートラ 1.1.2 の言明の実質について二つの可能性を考えた。一つ目は、「ダルマ」が主題部で「教令を指標にする」が規定部であるというもので、もう一つは、その反対、「教令を指標にするもの」が主題部で「ダルマ」が規定部であるというものである。前者では、無益な対象がダルマになることはないが、後者では、無益な対象までダルマになる。しかし、もしも「有益な対象」という語がなくて、スートラ 1.1.2 が残りの二つの語だけから構成されている場合、どちらの言明の実質も採用される可能性があり、後者が採用され、無益な対象までダルマになる恐れがある。それを回避するために、「有益な対象」という語が置かれているというのがクマーリラの解釈である。この語が置かれることによって、後者の言明の実質の採用の可能性が消える。なぜなら、後者の言明の実質において、文分裂が必ず結果してしまうからである。したがって、「有益な対象」という語は、スートラ 1.1.2 に新たな意味を与えるものではなく、ただ望ましい言明の実質を知らしめるものとして意義をもつことになる。

テキストと参考文献

- KT *Kāśikā* of Sucariamiśra. edited by S. Sāmbaśiva Śāstrī. Reprint: Trivandrum Sanskrit Series, nos. 23, 29 and 31. Madras: CBH Publications, 1990.
- TT *Tātparyatikā* of Uṃvekabhāṭṭa. edited by S. K. Rāmanātha Śāstrī. Madras University Sanskrit Series, no.13. Madras: University of Madras, 1971.
- NR *Nyāyaratnākara* of Pārthasārathimiśra. edited by Svāmī Dvārikādāsa Śāstrī. Prācyabhāratī Series, no.10. Benares: Tara Publication, 1978.
- ŚD *Śāstradīpikā* of Pārthasārathimiśra. edited by Śrī Dharmadatta Jha. Krishnandas Sanskrit Series 103. Benares: Krishnandas Academy, 1988.
- ŚBh *Śābarabhāṣya* of Śābarasvāmin. Frauwallner [1968]
- ŚV *Ślokavārttika* of Kumārīlabhāṭṭa.

Frauwallner, Erich

1968 *Materialien zur Ältesten Erkenntnislehre der Karmamīmāṃsā*. Wine: Hermann Böhlau Nachf.

小川英世

1986 「文法家ミーマーンサカ」『哲学』(広島哲学学会) 38: 67-83.

片岡 啓

1996 「既知と未知」『仏教文化』35: 23-51.

2001 「インド聖典解釈学の法源論」『仏教文化研究論集』5: 26-50.

吉水清孝

2003 'Kumārila on the Dual Aspects of the Reader's Consciousness: Textual Comprehension and Actual Performance' 『インド思想史研究』15: 5-33.

(いしむら すぐる, 広島大学大学院
文学研究科博士課程後期 [インド哲学])